

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書（C-2130）</p> <p>「申告価格」欄には、仕入書等による C I F 価格を記載する。</p> <p>「申告者住所氏名印」欄に記載される申告者は、船用品又は機用品を積み込もうとする者であれば足り、船長、機長、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。なお、これらの購入者又は販売者以外の者が業としてこれを行う場合は、通関業者でなければ申告することはできない。<u>通関業者が代理人として申告する場合は、「代理人住所氏名」欄に通関業者の住所及び名称を記載する。</u></p> <p>外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を行う場合については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 船用品（燃料に限る。）については、「申告者住所氏名（名称及び代表権者の氏名）」欄には積込発注者名（商社、船会社及び石油元売会社等）を、「積込船（機）名」欄には積み込もうとする全ての船舶名を、「積込場所」欄には積み込もうとする全ての場所（開港名）を、「積込年月日」欄には積込みの期間（最長 6 月）を、「積込方法」欄には燃料供給船名及び信号符字を記載することとする。なお、「積込船（機）名」、「積込場所」、「国籍」及び「船舶の種類」欄については、添付書類による記載を可能とする。</p> <p>(2) 機用品については、「積込船（機）名」欄には積み込もうとする航空機の所有者名又は管理者名を記載することとし、「積込年月日」欄には積込みの期間（最長 6 月）を記載する。</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書（C-2130）</p> <p>「申告価格」欄には、仕入書等による C I F 価格を記載する。</p> <p>「申告者住所氏名印」欄に記載される申告者は、船用品又は機用品を積み込もうとする者であれば足り、船長、機長、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。なお、これらの購入者又は販売者以外の者が業としてこれを行う場合は、通関業者でなければ申告することはできない。</p> <p>外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を行う場合には、「積込船（機）名」欄には、積み込もうとする船舶等の所有者名又は管理者名を、「積込年月日」欄には、積込みの期間をそれぞれ記載することとする。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸出申告書（C-5010）</p> <p>＜申告書下段の記載要領＞</p> <p>(省略)</p> <p>「<u>外国為替及び外国貿易法</u>」及び「<u>輸出貿易管理令</u>」関係の欄の記載方法</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「<u>輸出貿易管理令第4条第1項第3号</u>」の欄は、当該輸出が上記(1)又は(2)のいずれかに該当するが、同令第4条（<u>第1項第3号</u>）に該当する場合は除く。)の規定に基づき輸出の許可又は承認を要しない場合に、「該当」の枠内に×を記入するとともに、同令第4条の該当する項及び号の番号等を記載する。</p> <p>(記載例) (該当) 輸出貿易管理令第4条 第1項第1号の 別表第 の 項 (号)</p> <p>(4) 「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項</u>」の欄は、当該輸出が同令第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物に限る。）に該当し、かつ、同令第4条第1項第3号の<u>イからニまでの</u>いずれかの規定に基づき輸出の許可を必要とするものである場合には、「許可要」の枠内に×印を記入するとともに、「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項</u>」の欄に項の番号として16を記載する。</p> <p>また、同令第1条第1項別表第1の16項に該当せず輸出の許可を要しない場合、又は、同令第1条第1項別表第1の16項に該当するが同令第4条第1項第3号に該当し、輸出の許可を要しない場合には、「許可不要」の枠内に×印を記入するとともに、「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項</u>」の欄に項の番号として16を記載する。</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>輸出申告書（C-5010）</p> <p>＜申告書下段の記載要領＞</p> <p>(同左)</p> <p>「<u>外国為替及び外国貿易法</u>」及び「<u>輸出貿易管理令</u>」関係の欄の記載方法</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 「<u>輸出貿易管理令第4条第1項第3号</u>」の欄は、当該輸出が上記(1)又は(2)のいずれかに該当するが、同令第4条（<u>第1項第4号</u>）に該当する場合は除く。)の規定に基づき輸出の許可又は承認を要しない場合に、「該当」の枠内に×を記入するとともに、同令第4条の該当する項及び号の番号等を記載する。</p> <p>(記載例) (該当) 輸出貿易管理令第4条 第1項第1号の 別表第 の 項 (号)</p> <p>(4) 「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項</u>」の欄は、当該輸出が同令第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物に限る。）に該当し、かつ、同令第4条第1項第3号の<u>イ又はロ</u>のいずれかの規定に基づき輸出の許可を必要とするものである場合には、「許可要」の枠内に×印を記入するとともに、「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項</u>」の欄に項の番号として16を記載する。</p> <p>また、同令第1条第1項別表第1の16項に該当せず輸出の許可を要しない場合、又は、同令第1条第1項別表第1の16項に該当するが同令第4条第1項第3号に該当し、輸出の許可を要しない場合には、「許可不要」の枠内に×印を記入するとともに、「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項</u>」の欄に項の番号として16を記載する。</p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>(同左)</p>